

## クレアレポート NO.210 「韓国における防災体制について」(概要版)

### 1 韓国における災害の状況

- ・近年、韓国での自然災害被害は、専ら台風、暴風雨等の風水害による被害である。日本では過去 10 年間に風水害を中心に年平均 96.2 人の死者・行方不明者が発生しているが、韓国では年平均 164.2 人の死者・行方不明者が発生している。これは、日本が韓国の人口規模の約 2.7 倍であることを考慮すると、韓国では地震以外の風水害を中心とした人命被害が毎年、日本の約 4.6 倍の割合で発生している。
- ・韓国では、人為災害への対応を自然災害へのそれとは異なる法体系の下に推進している。これは、急激な産業化、都市化現象と 1990 年以降の規模の大きな人為災害が頻発したことによるものである。
- ・韓国で発生件数の最も多い人為災害は、火災及び交通事故である。1998 年の日韓の事故による人命被害状況を比較すると、同じ人口規模下では、韓国の火災による死亡者の発生率は日本の約 65% に留まり、逆に交通事故では約 2.6 倍の死亡者が発生している。

### 2 韓国における防災対策推進体制

- ・韓国の防災関連法体系

| 区分     | 民防衛事態                    | 自然災害                | 人為災害              |
|--------|--------------------------|---------------------|-------------------|
| 根拠法    | 民防衛基本法                   | 自然災害対策法<br>農漁業被害対策法 | 災難管理法             |
| 管理組織   | 行政自治部<br>民防衛災難管理局        |                     | 行政自治部<br>民防衛災難管理局 |
| 審議収拾機構 | 民防衛協議会                   | 災害対策委員会<br>災害対策本部   | 安全対策委員会<br>事故対策本部 |
| 災難対応   | 災難管理法（緊急救助救難本部） 行政自治部消防局 |                     |                   |

(参考)日本の防災対策の法体系は、災害対策基本法を唯一の基本法として定めている。

- ・防災行政機構

中央政府レベルでに主管組織は、行政自治部で、民防衛災難管理局及び消防局から構成される民防衛災難統制本部が防災行政全般に関する事務を所掌している。

地方自治体では、中央政府の組織と同様、災害・災難の類型を基本とし、局又は課単位の組織において防災関連事務が遂行されている。

- ・防災対策審議組織

中央民防衛協議会は、民防衛事態及び自然災害に関する統括組織で、国務総理を委員長とし、財政経済部長官及び行政自治部長官を副委員長とする 20～30 名までの委員により構成されている。

地方では、地域別の民防衛業務に関して必要な事項を審議するため、市道、市郡区、邑面洞レベルの民防衛委員会が設置されている。

- ・安全対策委員会

中央安全対策委員会は、国務総理を委員長として、人為災害の予防、収拾、その他人為

災害に関する政府政策の審議・総括調整及び各部署が履行する安全管理業務に関する総括組織である。

地方では、地方自治体が管轄する地域での人為災害に関する政策の審議・総括調整を行い、安全管理業務推進に際し協議・調整等を行う、地域安全対策委員会が置かれている。

### 3 自然災害対策

#### ・災害対策委員会

中央民防衛協議会の分科委員会の中で、防災基本計画をはじめとする自然災害に対する政策の審議、調整機能を果たしているのが、「中央災害対策委員会」で、自然災害対策法の規定により設置されている。委員長は行政自治部長官が務め、関連部処の次官、有識者等 23 名以内の委員により構成される。

#### ・災害対策本部

災害が発生又は発生するおそれのある場合には、中央行政機関、地方自治体等が実施する災害応急対策を総括調整し、災害発生状況の調査及び復旧に関して必要な措置をとるための災害収拾組織である「災害対策本部」が設置される。国レベルでは中央災害対策本部が、地方レベルでは地域災害対策本部が構成される。

#### ・水防団

住民に最も身近な組織として、災害の予報・予測・伝達・水防・救護等その他災害応急対策を円滑に実施するために設けられている。災害危険地域の洞里又は自然部落単位に基礎自治体長が設置する。

・防災計画には、5 年ごとに策定される「防災基本計画」、防災基本計画に基づき毎年策定される「防災執行計画」、これらに沿う形で地方自治体において毎年策定される「地域防災計画」がある。

・現在の防災基本計画は、1997 年から 2001 年までを対象とした第 5 次計画により、「災害から安全な営み」という基本理念の下、次の目標・戦略により自然対策が推進されている。

#### 3 大目標

予防第一の自然災害総合対応体制の構築～現行の復旧第一の防災政策を予防第一の防災政策に転換

防災情報体系構築と防災政策の科学化～情報化時代に対応できるような国家安全システムと連携した最先端の防災システムの構築・運用

防災分野の国際協力事業の積極的な参与と統一に待備した防災政策の樹立

#### 10 大推進戦略

災害予防の持続的投資拡大と災害影響評価制の定着

最適洪水統制及び放流量の決定モデル構築による洪水統制能力の向上

干ばつ及び地震に対する防災体制の確立と耐震設計基準の拡大

防災研究所の設立による科学的な防災行政基盤の強化

気象予報機能の科学化のための局地性予報体制の確立  
自然災害低減技術開発のための国際研究事業の推進  
国家安全管理システムと連携した災害状況管理の現代化  
防災人力の専門化・国際化と防災協会の活性化  
国際的防災協力事業への積極的参与と専門人力の養成  
北朝鮮の防災実態資料調査と自然災害軽減対策研究

#### 4 人為災害対策

- ・ 收拾組織は、災害の種類別に多元化され、一義的には所管部署が收拾並びに復旧責任を有していることは、韓国でも日本と同様であるが、複合的な対応人力や装備の確保、統一した指揮体系の必要から、大規模な人為災害では、部署横断的な收拾組織が編成される点に特徴が見られる。
- ・ 事故対策本部  
大統領が定める大規模災害が発生した場合、発生した災難の種類に従い、主務官庁の長の下に「中央事故対策本部」が設置され、災害の收拾に必要な措置を講じる。行政自治部民防衛災難統制本部長が総括調整官として、民防衛災難管理局長が統制官として具体的な災害收拾に当たる。  
地方では、人為災害が発生又は発生するおそれがある場合、災難の予防又は收拾に必要な指揮を効果的にとるため、自治体に事故対策本部が設置される。また、当該人為災害と関連して中央事故対策本部が設置された場合、必ず市道及び市郡区事故対策本部を設置しなければならない。
- ・ 災害発生時の救急救助救難体制は、人為災害対策を中心に規定した「災難管理法」により定められ、自然災害でも適用される形式をとっている。
- ・ 中央緊急救助救難本部  
災害発生時、緊急救助救難対策の総括・調整及び緊急救助救難活動の指揮・統制等に関する業務を行うため、国家レベルでは「中央緊急救助救難本部」が設置・運用される。本部長には行政自治部長官が、次長には行政自治部次官が就任する。本部の下には運営委員会が構成される。
- ・ 地方救急救助本部  
地方では、地域別の緊急救助対策の総括調整、当該地域の緊急救助活動の指揮・統制等に関する業務を行うため、自治体に緊急救助本部が設置される。
- ・ 災害現場での緊急救助活動の現場指揮は、通常、市郡区緊急救助本部の統制官（消防署長）が行う。
- ・ 人為災害対策の計画は「災難管理計画」と呼ばれ、国家次元で毎年定められる「国家災難管理計画」、これらに沿う形で地方自治体で地方自治体において毎年策定される「地域災難管理計画」がある。
- ・ 国家災難管理計画は、「平時災難（＝人為災害）に待備する国家次元の災難管理計画」と

規定され、民防衛計画中の人為災害対策のための計画として樹立される。計画の策定の目的としては、段階別、部署別災難管理機能の調整・統合・強化 人為災害の事前予防・待備及び事後収拾・復旧能力の向上 人為災害関連部署間の支援・協調体制の強化が挙げられている。計画の内容は、中央行政機関別の災害予防対策、災害待備対策、災害収拾・復旧対策である。

- ・人為災害の予防例の一つに、定めのある施設物・建築物は、災難管理法等の規定に基づき、年に1回、地方自治体からの一斉調査を受け、一定の基準に該当する施設物等は危険性の度合いに応じて5段階に分類され、地方自治体からの管理を受けるものがある。

## 5 民防衛制度

- ・国家における政治・経済・社会的分裂を防ぐ軍事的要因と国民の安全に対する欲求への対応と経済的損失を最小化する目的から1975年に民防衛基本法の制定をもって発足した制度である。
- ・民防衛は、純粋な民間人が組織を構成し、民間人の生命・財産の保護を目標とする点で「住民自衛活動」であり、敵の軍事的活動から住民の生命・財産を保護しようとする点で「人道的活動」であり、非軍事的当局（行政自治部）の指揮の下、非戦闘装備を使用して活動を行う点で「非軍事的活動」である。
- ・民防衛隊は、住民に最も近い行政単位である邑・面・洞の中で更に細分化される棟・里と呼ばれる地域単位又は職場単位に編制される。参加義務者は、20～50歳の男性である。
- ・民防衛隊の業務は、同法施行令に基づき次のように定められている。

### 平常時

- ・拳動不審者及び民防衛事態等の通報網の管理運営
- ・民防衛教育・訓練
- ・各種災難待避予防活動
- ・非常給水施設、待避所、待避地域及び統制所の設置管理
- ・民防衛警報網の管理及び警報体制の確立
- ・民防衛施設の維持管理等

### 有事時

- ・警報伝達、住民統制
  - ・交通統制、灯火管制
  - ・人命救助、医療、消火活動
  - ・被害施設物の応急復旧
  - ・敵の進行時の軍事作戦に必要な物資の運搬等労力支援
  - ・民心安定、戦勝意識の鼓吹等
- ・同法の規定に基づき民防衛教育及び訓練を受けなければならない。教育対象者は編入4年目までの者である。教育内容は、素養、安保教育、戦時・災難待備実技教育である。なお、不参加者には罰金が課せられる。

- ・主な民防衛訓練は、民防空訓練、防災訓練及び非常召訓練の3種類から構成されている。